

No.	質問内容	関連項目	回答
1	水栓番号は、水道料金システム出力ファイル.水栓台帳一覧のNoという理解でよいでしょうか？	水道料金システム出力ファイル.調定明細一覧	水栓番号はNo.1の「No」ではなくNo.43の「水栓番号」となります。
2	調定台帳一覧.水栓履歴番号は、水栓使用者が変更となった場合、新たに発行される番号でしょうか？また水栓管理番号も同じく使用者変更時に発行されますでしょうか？	水道料金システム出力ファイル.調定台帳一覧	水栓履歴番号は水栓使用者が変更となった場合に新たに発行される番号です。水栓管理番号については使用者が変更となっても変わらないものになります。
3	調定が収納済かどうかを判定する場合、調定台帳一覧.未納額が0であるかで判定可能でしょうか？	水道料金システム出力ファイル.調定台帳一覧	未納額で判定可能なものとなります。
4	調定確定年月日の年と月が調定年月という捉え方でよいでしょうか？	水道料金システム出力ファイル.調定台帳一覧	概ね調定確定年月日の年と月は調定年月と同一となりますが、調定が更正された場合はこの限りではありません。正確には調定年度を示す項目はありません、調定月は期別コードまたは期別名で判断することになります。
5	メーター交換が行われた場合、取替前水量は出力されますでしょうか？	水道料金システム出力ファイル.検針データ一覧	メーター交換が行わた際の情報は検針水栓情報ファイルに出力されます。項目名はNo.20「加算水量」になります。
6	履行期間として「令和9年3月31日」と記載されていますが、メーターおよび各種システムの納期に関しましては現時点で具体的な提示は無く、業者選定後の協議で確定となるという認識でよろしいでしょうか。 ※なお、弊社と致しましては、「メーターを納入する」「自動検針システムで取得した検針データを、貴町料金システムへ連携できる状態とする」「需要家様が、貴町料金システムや自動検針システムから見える化システムに連携された各種情報を閲覧し、使用感を把握できる状態とする」ことを、履行期間中に達成すべき業務内容として認識しております。	・実施要領 1 （4）（5）	ご指摘のとおり、メーターおよび各種システムの納期は業者選定後の協議とします。
7	上記①に絡み、貴町手配領域であるメーター交換・設置工事に関しまして、想定されるスケジュール（例：2 か月見込など）ありましたらご教示願います。 ※企画提案書作成時の参考といたく存じます。 ※恐れ入りますが、プロポーザル期間も変動しておりますため、以前のご提案時のスケジュール感・納期感とは異なる点も生じると存じます。導入期間中のスケジュールについては、改めてご相談とさせて頂きたく存じます。予めご了承ください。	・実施要領 1 （4）（5）	メーター交換に関しましては、2 か月程度を想定しています。
8	（2）の提出書面一覧に“エ”がありますが、こちらは（1）に記載のない何らかの書面の提出が必要となりますでしょうか。	・実施要領 6 （1）（2）	（2）の記載誤りです。提出書類は（1）に記載しているアからウとなります。
9	「正本には社名を記載し押印するものとし、副本には社名を記載しないこと」と記載ありますが、副本については、企画提案書中の紹介も含め、「社名」の記載はしないというニュアンスとなりますでしょうか。 また、プロポーザル中も社名の発言は認められない形となりますでしょうか。	・実施要領 6 （2）	提案書の内容及びプロポーザル中の社名は控えてください。
10	上記④に絡み、会社の特定につながる可能性のある「製品名」について資料への記載、及びプロポーザル中の言及の扱いはどのようになりますでしょうか。 ※この点に関しましては、若しもデモンストレーションを実施する場合、製品名については画面に表示されてしまうものと存じます。	・実施要領 6 （2） ・実施要領 1 0 （4）	製品名の記載は可能とします。

11	プレゼンテーションについて「内容は企画提案書に基づいたものであること」と記載ありますが、企画提案書内容から逸脱しない範囲であれば、画面のみ表示の資料の使用は差し支えないないでしょうか。	・実施要領 1 0 （3）	企画提案書内容から逸脱しない範囲であれば、画面のみの表示を可能とします。
12	自動検針システムから、貴町料金システムへの、検針データの連携についてご質問です。 公示の際に各種の「貴町料金システムから出力されるデータ」を公開顶きましたが、この中に「現在の検針業務で用いている、ハンディ等から料金システムへ取り込んでいる、検針データのファイルレイアウト」は含まれていますでしょうか。 若しも含まれている場合は、そのデータファイルの名称をご教示願います。 含まれていない（公開データは、あくまで“貴町の料金システムの方から出力されるデータ”で、取り込むデータは別に存在する）場合、当該のデータファイルを改めて参加各社へ共有頂くことは可能でしょうか。 ※以前のお打ち合わせで「現在の検針業務ではハンディ端末から出力された検針のデータを、料金システムで取り込めるように変換してから取り込んでいる」と伺いました。その“変換したデータ”と同等の内容が、今回、弊社がご用意すべき検針データであると認識しております。	・仕様書 4 ・水道料金システム出力ファイル一覧 ・水道料金ファイル出力ファイル項目編集説明	現在の検針業務で用いているファイルを含んでします。 水道料金システム出力ファイル一覧 No.1～No.20
13	上記⑦に関しまして、若しも現在の公開データに、現在の検針業務で用いているデータが含まれている場合、純粋な検針情報を把握するためのデータ（検針値/管理番号やキーコード/検針日など）以外の情報が含まれているファイルになると存じます。 例として「検針結果ファイル」（名称より検針業務に用いるニュアンスあるように推測されます）には、純粋な検針情報を把握するためのデータ以外に、料金情報や検針員情報などその他のデータが含まれておりますが、仮にこの検針結果ファイルを用いる場合、現在の検針業務における連携では、その他のデータはどのように処理されているのでしょうか（データなしで出力、何らかのデータを記載して出力している等） ※なお、上記の通り本件は、現在の公開データを用いる場合の仮定に基づいたご質問となりますので、そうでない場合はご回答不要です。	・水道料金ファイル出力ファイル項目編集説明	検針結果ファイルにおける、その他のデータについては、何らかのデーターを記載して出力しています。
14	公開頂いた「水道料金ファイル出力ファイル項目編集説明」、「収納状況ファイルレイアウト」、および上記⑦でご質問の「現在の検針業務で、ハンディ等から料金システムへ取り込んでいる、それぞれの検針データのファイルレイアウト」のデータについて、サンプルデータ（実際にシステムから出力したデータ）を参加各社へ共有頂くことは可能でしょうか。 連携対応コストの算定のため、ファイルレイアウトよりも具体的な情報があると幸いです。 ※設置先の特定につながる情報はマスク頂いた状態で構いません。 ※提供差し支えない内容のデータを、ホームページ上への公開は難しいようであれば、質問者や参加者のみに展開する形でも構いません。 ※数が多いと存じますので、全てのデータについてサンプル作成が困難でありましたら、可能な範囲で構いません。	・水道料金ファイル出力ファイル項目編集説明 ・収納状況ファイルレイアウト	サンプルデータをホームページに公開することは想定していませんので、サンプルデータは作成可能な範囲で参加者のみに展開するものとします。
15	「収納状況ファイルレイアウト」は、「水道料金ファイル出力ファイル項目編集説明」「収納状況ファイルレイアウト」に情報含まれていないものと存じます。 敢えて別ファイルとなっている理由などはありますでしょうか（今回の案件の為に作成したファイルレイアウトである為など）	・水道料金ファイル出力ファイル項目編集説明 ・収納状況ファイルレイアウト ・収納状況ファイルレイアウト	水道料金システムと収納管理システムは、基幹システム（TRY-X)内で別システムとして管理されていることから出力ファイルが分かれているものです。 収納状況ファイルは、見える化システムとの連携に必要な場合を想定したもので、必ず使用するものではありません。

16	今回、公開頂いた各種ファイルレイアウトは、実際に貴町システムより出力可能なデータという認識でよろしいでしょうか。 ※実際の運用においては、1つのファイルレイアウトのみでは、Web明細に表示するためのデータは不足すると存じますので、複数のファイルレイアウトを組み合わせ、データを作成することになると見込まれます。若しも現時点で出力できないファイルがありましたら、ご教示願います。 ※現状、料金システム内で対応完結している場合は、そもそもデータ出力という操作はあまり行われなかと存じますが、可能な範囲でご確認の程、宜しくお願い致します。	・水道料金ファイル出力ファイル項目編集説明 ・収納状況ファイルレイアウト ・収納状況ファイルレイアウト	全て出力可能です。
17	特に上記⑦～⑪の、システム連携に絡む質問に関しましては、今回の質問に対する貴町回答を踏まえ、更に質問事項が生じる可能性が見込まれるものと存じます。可能でありましたら、参加各社に再度の質問の機会を設けて頂きたいと存じます。		参加者から要望があれば再度の質問を受ける方向で検討します。
18	各種システム連携のための改修に関しましては、業者選定後、協議・改修を行う中で対応事項変動する可能性がありますため、改修費についてもある程度の変動は生じるものと見込まれます。プロポーザルの見積でご提示する金額は、あくまでも現時点の情報によるコスト感となります点は、予めご了承頂きたいと存じます。 ※見積からの改修費の変動を少なくする意図でも、上記⑦～⑫の質問について、ご確認頂けますと幸いです。 ※料金システムメーカー様との協議が必要な詳細事項等に関しましては、お時間や機密情報扱いの都合もあるかと存じますので、業者選定、契約後の確認になるかと存じます。	別紙2 見積算出条件 1（6）	選定後の協議によるものとします。
19	「使用流量が設定値（L/h）値以上の場合、異常水量値のアラートを保持する。」との記載がございますが 「使用流量が設定値（L/h）値以上で設定時間(h)以上流れ続けた場合、異常水量値のアラートを保持する。」との認識で宜しいでしょうか。 ※設定時間も併せた閾値設定は、各社共通した漏水警告の仕様となります。	仕様書 2.3 メーターの仕様 （2）①	お見込みの認識のとおりです。